

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
3月18日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一

土地改良事業施行の同意(農村整備課) 〇

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 〇

道路の位置の指定(二件)(建築指導課) 〇

建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正(二件)(建築指導課) 一

公告

障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(障害者支援課) 一

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課) 三

基本測量の実施の終了(監理課) 三

開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 四

選管告示

直接請求に必要な有権者の数 一四



山口県告示第百一十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年三月十八日から同年四月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供

する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 全国農業協同組合連合会
住 所 東京都千代田区大手町一丁目八番三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 全国農業協同組合連合会山口県本部山口加工場
所 在 地 山口市仁保下郷一七七一番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (m^3 /時)	予 定 手	予 定 成	予 定 始	間 隔	日 当 た り の 使 用 間 隔
一〇一〇	二〇	平成二〇、 四月八日	平成二〇、 四月一七日	平成二〇、 四月一八日	連	二〇時間 変動なし
八・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「一〇一〇」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号の飲料製造業の用に供する洗浄施設をいう。

	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四 七 一 八	"	"	"	"	四 七 一 八 (二基)	四 七 一 八 (三基)	四 七 一 八 (四基)	"
	"	(m^3 / 日)四	(m^3 / 日)五	"	"	"	"	(m^3 / 日)六	(m^3 / 日)七	(m^3 / 日)一〇	($m^3 \cdot$ 〇〇/ 日)五	(m^3 / 日)二	"	(m^3 / 日)四	"	(m^3 / 日)三	($m^3 \cdot$ 〇〇/ 日)二	(m^3 / 日)一
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	二 四 時 間	"	二 〇 時 間	"	"	"	"	二 四 時 間	二 〇 時 間	八 時 間	時 間 〇 ・ 〇 一	一 六 時 間	二 〇 時 間	一 六 時 間	"	八 時 間	時 間 〇 ・ 〇 一	六 時 間
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

備 考 「 二 四 一 イ 」 及 び 「 二 四 一 二 」 、 「 二 七 一 又 」 、 「 四 一 一 イ 」 、 「 四 六 一 二 」 並 び に	"	四 七 一 ホ	四 七 一 ホ (二基)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	($m^3 \cdot$ 日)二	(m^3 / 時)八〇〇	(m^3 / 時)六〇〇	($m^3 \cdot$ 日)一〇〇〇	($m^3 \cdot$ 日)二〇〇〇	($m^3 \cdot$ 日)三〇〇〇	($m^3 \cdot$ 日)四〇〇〇	($m^3 \cdot$ 日)六〇〇〇	"	(m^3 / 日)一	"	"	"	(m^3 / 日)二	"	"	(m^3 / 日)三	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	間 〇 ・ 五 時	"	二 四 時 間	"	"	"	"	時 間 〇 ・ 〇 一	一 六 時 間	"	二 二 時 間	八 時 間	二 〇 時 間	"	二 二 時 間	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

					四七 (二基)	四七 (三基)	四七 (四基)							四七 一口	四七 (二基)	四七 (三基)	四七 (四基)	
								七	八	七		八					七	八
				八〇六		七・六 五〇五	八〇六	八〇五	一〇七	八〇五		一〇七	八〇六		七・六 五〇五	八〇五	八〇六	九〇七
九八 五〇〇	二五 〇〇〇	八 〇〇〇	二五 〇〇〇	一〇 〇〇〇	四 五〇〇	九八 五〇〇	五〇 〇〇〇	八 〇〇〇	一〇 〇〇〇		八 〇〇〇	二五 〇〇〇		一〇 〇〇〇	五〇 〇〇〇	九八 五〇〇	四〇 〇〇〇	
〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
〇〇〇,〇〇〇	一〇	五	一〇		五	〇〇〇,〇〇〇					五	一〇	〇〇〇,〇〇〇	五	〇〇〇,〇〇〇	三〇		
〇〇〇,〇〇〇					一〇	〇〇〇,〇〇〇						一〇	〇〇〇,〇〇〇	一〇	〇〇〇,〇〇〇	五〇		
四〇〇	四〇	一〇	四〇		二 〇〇〇		四〇〇	一〇	五〇		一〇	四〇		二 〇〇〇	四〇〇	五〇〇		
四〇〇	四〇	一〇	四〇		三 〇〇〇		四〇〇	一〇	五〇		一〇	四〇		三 〇〇〇	四〇〇	五〇〇		
〇・〇五			検出せず			〇・〇五						検出せず		〇・〇五	検出せず			
〇・〇五			検出せず			〇・〇五						検出せず		〇・〇五	検出せず			
〇・〇一	一	六	二	〇・七	二	〇・〇四		一	一・五		三	五	〇・〇三	〇・〇一	三	〇・〇二		
〇・〇一四	一	六	二	二・七	四	〇・〇二		一	一・五		三	五	〇・〇三	〇・〇一	三	〇・〇六	〇・〇二	

	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四七 一八
	"	七	"	八	"	"	"	"	"	"	"	七	一〇	七	九・二	"	"	"
	"	八〃六	"	一〇〃七	"	"	"	"	"	"	八〃六	一〇〃八	八〃六	一〇〃八	"	八〃六	七・六 五・五	
	四八 〇〇〇	一〇 〇〇〇	三〇 〇〇〇	八 〇〇〇	二五 〇〇〇	二五 〇〇〇	九〇 〇〇〇	二五 〇〇〇	九 〇〇〇	八 〇〇〇	二五 〇〇〇	九〇 〇〇〇	六 九〇〇	五 〇〇〇	五〇 〇〇〇	"	二五 〇〇〇	一〇 〇〇〇
	四八 〇〇〇	一〇 〇〇〇	三〇 〇〇〇	八 〇〇〇	二五 〇〇〇	二五 〇〇〇	九〇 〇〇〇	二五 〇〇〇	九 〇〇〇	八 〇〇〇	二五 〇〇〇	九〇 〇〇〇	六 九〇〇	五 〇〇〇	五〇 〇〇〇	"	二五 〇〇〇	一〇 〇〇〇
	"	"	"	五	一〇	一八	"	"	一〇	五	"	一〇	三〇〇	一〇	三三	"	一〇	五
	"	"	"	"	一〇	一八	"	"	"	"	"	一〇	三〇〇	一〇	三三	"	"	一〇
	"	一〇〇	"	一〇	四〇	一七	一〇	四〇	"	一〇	四〇	一〇	七〇〇	四〇	五・二	"	四〇	二一 〇〇〇
	"	一〇〇	"	一〇	四〇	一七	一〇	四〇	"	一〇	四〇	一〇	七〇〇	四〇	五・二	"	四〇	三 〇〇〇
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	検 出 せ ず	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	検 出 せ ず	"
	〇・五	一	一・六	二	一	一・五	二	一	二	三	六	"	二	"	"	三	六	〇・三
七	〇・五	一	一・六	二	一	一・五	二	一	二	三	六	"	二	"	"	三	六	一・三

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	室 態 の 値	窒 素	鉍 油 類	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	水素イオン濃度
	処理前	処理後							
好気性排水処理設備	処理前	七	二二	三六七四	四二二二	二五	四一九	三八〇二	二二
	処理後	七	一八三七	二〇六一	二〇	六四	二〇	五七	七
総合排水処理設備	処理前	七・五	五・九	一五・八	〇・三二	六	一三	四・六	七・五
	処理後	七・五	五・九	一五・八	〇・三二	六	一三	四・六	七・五
汚泥槽	処理前	一三・五	五・一四三	六〇〇〇	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	一三・五
	処理後	二	一四	一〇〇〇〇	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	二
一次中和装置	処理前	六	一	一〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	五・一	六
	処理後	六	一	一〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	五・一	六
中和槽	処理前	三	〇・五	一	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇	三
	処理後	三	〇・五	一	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇	三
廃水焼却設備	処理前	七	〇・五	一	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇	七
	処理後	七	〇・五	一	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇	七

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 水 口	排出水の汚染状態の値		窒 素	鉍 油 類	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	水素イオン濃度
		通常	最大					
七・四	八・五	二二・四	二二・九	一五・九	二〇	二・五	一七・九	四七・八
〇・〇五	〇・八	〇・〇六	〇・二	〇・〇六	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二
二三・七三五	二九・九四五	二二〇	一一三三・五	二二〇	一一三三・五	二二〇	一一三三・五	二二〇

廃水焼却設備	ステンレス製	一五〇〇〇	焼却	〃	〃	〃
--------	--------	-------	----	---	---	---

No. 10	No. 8	No. 7	No. 6	No. 3	No. 2
排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口
七・五	"	八・三	"	七・五	七・二
八・五	六・九	八・五	七・五	八・五	六・五
四・六	"	三・一	"	三・五	六・七
六	"	"	四・五	四・四	七・四
一三	"	"	七	一八	二二
二五	"	"	二三	二三	二三
"	"	"	"	"	"
五・九	"	"	〇・六	〇・六九	一・二
一五・八	"	"	"	三	二
〇・二三	"	〇・〇六	"	〇・〇五	〇・〇六
一・九六	"	"	"	〇・二	"
七七、五六二・四	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	三六、七五〇	四四、六一七・九
八五、〇九五・四	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	五一、五二四	四六、七九六

山口県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十年三月十八日

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
山口市	白井田地区	かんがい排水	平成二〇、三、七
			山口県知事 二井 関成

山口県告示第百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十年三月十八日

- 一 区域の名称
 畦田地区
- 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を県道三見停車場三見市線北側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
萩市	三見	畦田	二二七二地先	一号
			一七四九	二号
			一七四八の一	三号
			二二五八	四号
			二二四二の七	五号
			一七〇〇	六号
			一六八七の一	七号
			一六八七の一	八号
			一六八七の一地先	九号
			二二〇〇の一	十号
			二二〇二地先	十一号
			二二四二の一	十二号
			二二四八の二地先	十三号

山口県告示第百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 柳井市柳井字木ノ芽一〇三六の四、一〇三七の三及び一〇三八の四	幅 (メートル) 四・〇〇六・六	延 (メートル) 長 二二・七	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一一四・六六
--	------------------------	--------------------------	-------------------------------------

山口県告示第百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市大字末武上字宮ノ下四九二の一七	幅 (メートル) 六・〇	延 (メートル) 長 一一・三	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 六七・七六
------------------------------	--------------------	--------------------------	------------------------------------

山口県告示第百十七号

建築主事の所管区域等に関する告示(平成二十年山口県告示第百二十五号)の一部を次のように改正し、平成二十年三月二十一日から施行する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関成

表中欄中「美祢郡」を削る。

山口県告示第百十八号

建築主事の所管区域等に関する告示(平成二十年山口県告示第百二十五号)の一部を次の

ように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関成

表中欄中「及び山口市」を、「山口市及び周南市」に改め、「周南市」を削り、同表下欄中「、岩国市及び周南市」を「及び岩国市」に改める。



(一一一) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関成

医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一総合病院	山口市小郡下郷八六二の三	育成医療及び更生医療	平成一九、一、一
耳鼻咽喉科のはなクリニックス	大内矢田三〇の一	"	"
光山医院	防府市今市町二番一五号	"	"
しのはらクリニックス	下松市大手町一丁目一番一〇番一	"	"
周南記念病院	生野屋南一丁目一〇番一	更生医療	"
医療法人社団成蹊会岡田病院	長門市東深川八八八	育成医療及び更生医療	"
吉浦耳鼻咽喉科医院	柳井市中央一丁目九番一五号	"	"
鼓ヶ浦こども医療福祉センター	周南市大字久米七五二の四	"	"
高取整形外科医院	飯島町一丁目六七	"	"
森田病院	山陽小野田市赤崎二丁目一〇番一	"	"

周防大島町立大島病院	大島郡周防大島町大字小松一三八八の一	更生医療			
岩国矯正歯科クリニック	岩国市麻里布町二丁目二番一八号	育成医療及び更生医療			
田中歯科医院	山陽小野田市中央四丁目三番三六号				
アイリス薬局	宇部市大字東岐波二二二九の二〇				
あすなる薬局	大字妻崎開作六五				
宇部共同薬局	大字西岐波一九二二の三				
エビス薬局	島三丁目一〇番一三				
小川薬局	明神町一丁目一番四号				
小川薬局小羽山店	北小羽山町二丁目六番三				
きわなみ薬局	大字際波一四二一の六				
厚南薬局	大字妻崎開作一〇の一				
サン薬局	大字西岐波一四六二の一				
中板薬局	常盤台二丁目四番二二三号				
有限会社はら薬局寿町店	寿町一丁目三番三三				
東岐波薬局	大字東岐波一三一一の三				
ひらばら薬局	西平原二丁目五番六				
平成薬局	昭和町四丁目四番一四号				
イケダ薬局	山口市阿知須四七二七の一				
亀本薬局	石観音町四番二五				
三の宮薬局	三の宮二丁目七番六				
昇陽堂薬局	平井七一九				

みき薬局山口店	桜島二丁目六番六号				
エサキヤ薬局	萩市大字須佐一三九二の一				
カワムラ薬局	防府市三田尻二丁目八番六号				
コスモ薬局防府店	鑄物師町一一番一				
フェアリー薬局	今市町二二番三二				
山内漢方薬局	国衛四丁目三番四				
ヨシワラ薬局	大字新田七八三の三				
下松共同薬局	下松市生野屋南一丁目一三番二				
末武薬局	瑞穂町二丁目二〇番一〇				
中村薬局	大字末武上一二七				
あい薬局	岩国市周東町下久原一〇二三の七				
おひさま薬局	御庄三丁目一〇二の九九				
錦帯橋薬局	岩国四丁目七番二二				
ころころ薬局	今津町三丁目一五番九一				
有限会社つばさ薬局	中津町二丁目一四番二				
スミカワ薬局	今津町四丁目二番四				
にここ薬局	南岩国町四丁目五九番三				
錦見薬局	錦見一丁目三番一一二				
ひかり薬局	南岩国町一丁目一四番二七				
南岩国薬局	〇番一六				
日本調剤虹ヶ浜薬局	光市虹ヶ浜二丁目九番一六				

おだ薬局	周南市大字大河内二五六の八	"	"	"	"	"
川口薬局	政所二丁目八番三	"	"	"	"	"
くしがはま薬局	大字櫛ヶ浜五〇三	"	"	"	"	"
小西薬局	銀座一丁目七	"	"	"	"	"
ひの木薬局	若宮町一丁目四三	"	"	"	"	"
ひまわり薬局	代々木通二丁目二	"	"	"	"	"
古川薬局	川手二丁目七番一	"	"	"	"	"
ふれあい薬局宮の前店	宮の前二丁目三番一三三	"	"	"	"	"
アイエム薬局	山陽小野田市搦山二丁目一番八号	"	"	"	"	"
千代町薬局	番一九号	"	"	"	"	"
日の出調剤薬局	目七番五号	"	"	"	"	"
めぐみ薬局	大字厚狭一四四四の九	"	"	"	"	"
在宅複合型施設やすらぎ訪問看護ステーション	山口市朝倉町四番五五一六号	"	"	"	"	"
訪問看護ステーションスマイルネット防府	防府市大字佐野一五二の一	"	"	"	"	"
原田訪問看護センター	国衙五丁目九番二七号	"	"	"	"	"
訪問看護ステーションわかあゆ	岩国市室の木町一丁目一番五〇号	"	"	"	"	"
平生訪問看護ステーションきらら	熊毛郡平生町大字平生町五六九の一四	"	"	"	"	"
あとう訪問看護ステーション	阿武郡阿東町大字地福上一六九七	"	"	"	"	"

(一一二) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。
平成二十年三月十八日
山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
岩国市	西畑地区ほ場の整備	平成 六、一、一〇	平成 六、一二、八
	瀬戸ノ内地区ほ場の整備	平成 四、二、二七	平成 七、二、一五
	根木ノ骨地区ほ場の整備	平成 六、一、一七	平成 九、一〇、八
	滑地区ほ場の整備	平成 九、二、二四	平成 一〇、一二、一
	大三郎地区ほ場の整備	平成 五、二、一	平成 一、三、二五
	大ノ原地区ほ場の整備	平成 九、一、二三	平成 一、一八
	岸根地区ほ場の整備	" 五、一	" 二、二二
	程原上地区ほ場の整備	平成 五、九、三	平成 二、一〇
	程原下地区ほ場の整備	平成 七、八、七	" " "
	茅原地区ほ場の整備	平成 六、三、	平成 二、三、三一
	郷地区ほ場の整備	平成 九、五、一	平成 一五、
	長野地区ほ場の整備	平成 二、四、一四	平成 一七、二〇

(一一三) 基本測量の完了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の完了した旨の通知がありました。
平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

- 一 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業の地域
下関市、宇部市、山口市、防府市、長門市及び周南市
- 三 作業の期間
平成十九年五月三十一日から平成二十年二月二十八日まで

- 一 作業の種類
基本測量（基準点改測）
- 二 作業の地域
宇部市及び山陽小野田市
- 三 作業の期間
平成十九年五月三十一日から平成二十年二月二十八日まで

（二一四）開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年三月十八日
山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字曾根字坂本
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟市南区清水四五〇一番地の一
株式会社コメリ

山口県選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び



運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十年三月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、四六六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二七〇、五四七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七〇、五四七
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一四、八〇、四一、二五、一三、一五、四二、九〇、七九、九六
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一八、三一、四九、六〇、二六、三八、三三、五一、一六、九一、一九、二二、〇八、五七、〇七、一七、九七、七二、八三
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二七〇、五四七
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二七〇、五四七

平成二十年三月十八日印刷

発行所 山口県庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）